未成年の子どもがいる夫婦の離婚では、離婚届出の際、子どもの親権者を決めて提出する必要があります。また、子どもの健やかな成長のために、養育費及び親子交流についても取決めが求められます。

富士見市では、離婚を考えている方や離婚をしていて養育費や親子交流に関する取決めをされていない方を対象とする各種支援体制の情報をまとめました。ぜひご活用ください。



離婚の手続きに関する情報

離婚を考えている方へ~離婚をするときに考えておくべきこと(法務省ホームページ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



養育費及び親子交流に関する情報・相談

こども家庭庁 委託事業 養育費等相談支援センター TEL 03-3980-4108

フリーダイヤル 0120-965-419(携帯電話は使えません) メール相談 info@youikuhi.or.jp

ホームページ https://youikuhi-soudan.jp/



富士見市子ども未来部

子ども未来応援センター

〒354-0021

埼玉県富士見市大字鶴馬 3351 番地の 2

(富士見市立健康増進センター内)

TEL049-252-3774-049-252-3773

FAX049-252-3772



未成年の お子さんがいて 現在離婚を考えて いる方へ

養育費・親子交流のこと

ひとり親の生活支援のこと

相談・問合せ先のこと



富士見市 子ども未来応援センター

☆ 富士見市の養育費確保に関する支援とひとり親支援 ☆

子どもの総合相談窓口



すべての子ども、妊産婦、子育て家庭への相談・ 支援を行う総合相談窓口です。

保健師や社会福祉士など専門の相談員がお待ちしておりますので、子どもに関することや妊娠・ 出産に関することなど、何でもご相談ください。

☆子どもの養育や生活等に関する相談

【電話】049-252-3773・・・子ども相談・支援グループ

☆妊娠や出産、乳幼児の子育て等に関する相談

【電話】049-252-3774・・・母子保健グループ

富士見市ひとり親家庭の生活応援情報



ひとり親家庭の生活を応援する様々な制度や事 業、相談窓口の情報をご案内しています。

ひとり親家庭の状況に応じて、どのような制度が あるのか?問合せ先は?などをまとめた冊子を 用意しています。ご利用ください。

子どものための養育費の確保(相談・公正証書等の作成費補助)



養育費は、子どもの健やかな成長を支える大切なものです。

市では、離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしてい ない方を対象に子どものための養育費相談を行っています。

また、養育費についての取決めを支援するために養育費に係る公正証書等の作成費用の補助を行っていますのでご活用ください。

シングルマザー支援事業「おしゃべり☆ぷれいす」



シングルマザーという同じ立場で、子どものことや気になっていることを話す交流会です。シングルマザーの方だけでなく、現在離婚を考えている方も情報収集の場として参加できます。お気軽にゆったり話をする場として、知恵や経験を分かち合える交流会です。交流会の進行やサポートは『NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ』の方が行います。

無料の保育もありますのでお気軽にご参加ください。

子ども食堂・学習支援教室など



NPO 法人やボランティア団体が子どもなどに対し、無料又は低額で食事を提供する「子ども食堂」、学習を支援する「学習支援教室」、遊びの場を提供する「プレーパーク」など子ども・若者の居場所を提供しています。